

第201回国会 衆議院 財務金融委員会 第12号 2020年04月22日

○田中委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。よろしくお願ひいたします。きょうは、政策投資銀行改正法案について質問をまずさせていただきます。

先ほど櫻井委員からも話がありましたが、この法案の提出のタイミングについてまずお伺いさせていただきます。

投資決定期限というのは一年ぐらい先までまだあるんですけれども、このタイミングで法案を提出されました。その理由として、先ほどのお話ですと、やはり投資を決定するその準備に時間を要するというようなお話でしたけれども、その一方で、期限内に政策目的を達成するために資金量をふやしていくという選択肢もあったのではないか。

そういう選択肢の中で、今回期限を延長することになるわけですが、実際にどういうタイミングでこれを終わらせるのかということも踏まえて、この法案提出のタイミングの適切性についてお伺いさせていただきます。

○麻生国務大臣

これは先ほど同様の質問が、櫻井先生でしたっけ、しておられたと思いますけれども、この政投銀の投資機能というものを更に活用して、民間によるリスクマネーというものを、リスクマネーの需要に対する供給を促進していくことが今の段階では不可欠なんだと思うんですね。

それで、令和三年度以降というのもも継続して投資を行うためには、いわゆる投資案件というものを組成せな、つくらないかぬというのに当たっては、これは御存じのようにある程度時間がかかりますので、当然一年以上かかることが多いことから、投資を決定する期限というものは、少なくとも一年間というものは、案件を組成する、開始以前の段階から必要なんだと思っております。

したがいまして、投資を決定する期間が早い段階で延長されない場合になりますと、今年度中、令和二年度中の組成案件がいわゆる難しいということになりますので、そういう意味では、令和三年以降の日本のいわゆる成長資金というものを供給していくことにいろいろな影響が出ますので、私どもとしては、この投資決定期間というものを早目にやっておくということが大変大事なのではないかということから、今回この法案を出させていただいたという背景です。

○日吉委員

先ほどの御説明と同じだと思うんですけども、私のもう一つの疑問は、この期限内に目的達成で終了という選択肢をとらなかつた、この理由は何でしょうか。(麻生国務大臣「ちょっともう一回。聞こえなかつた」と呼ぶ)

期限内に資金供給をふやしてこれで終わるということを行わなかつた、それで延長をする、この目的をもう一度お願いします。

○神田政府参考人（財務省大臣官房総括審議官）

お答え申し上げます。

これは、先ほども御答弁申し上げましたように、日本におきましてはまだまだリスクマネーが足りない。そして、成長のため、あるいは地域活性化のためには、エクイティーやメザニンといったものの供給というのがまだまだ不足している。とりわけ、トラックレコードのない新しい産業とか新領域が連携したような分野、こういったところに資金供給を行う、あるいは、地域というのは、なかなかやはりお金と人がいないものですから、そういったところでもしっかりと将来の成長性のある産業を支えるために続けていかなければいけないという判断をした次第でございます。

○日吉委員

そうしますと、それを続けていくという判断なんですけれども、じゃ、それをやめましょうという判断はどういったタイミングで行うのかというの、今時点で何か考えられておりますか。

○神田政府参考人（財務省大臣官房総括審議官）

お答え申し上げます。

それは恐らく、本来であれば、リスクをとって、成長性のある市場が民間の自律的な活動によってなされることが望ましいわけでございますから、最終的に、ある程度、リスクマネーが民間金融機関あるいは民間のファンド等から供給されて、そして諸外国並みに、ちゃんとハイリスク・ハイリターンの成長性のある分野に、とりわけ新しい領域、日本はなかなかトラックレコードがないところにお金が流れない中で、そういったところにもお金が流れるようになったときには撤退していくべきだと考えておりまして、実際に、例えば、政投銀の特定投資業務を見ますと、以前は、例えばハイブリッド債、劣後ローンについて、なかなか、政投銀の特定投資業務が出なければ起債ができなかつたんですけども、最近は政投銀なしでもできるようになる。

こういった形で、民間が自律的にやれるようになればだんだんと撤退して、そして、やはり政投銀の支えがなければなかなかできないフロンティアな分野に移行していく。そして、最終的には全て民間だけでやっていただくというのが理想だと考えております。

○日吉委員

ありがとうございます。

そうしたら、次の質問に移らせていただきます。

この特定投資業務の損益というのは、ずっと好調を続けております。ハイリスクな分野に投資をしているということで損失が発生したケースもあるとは伺っていますけれども、好調な要因、これを御説明いただけますでしょうか。

○神田政府参考人（財務省大臣官房総括審議官）

お答え申し上げます。

政策投資銀行は、特定投資業務の開始以前より投資業務に長らく取り組んでございまして、地域金融機関との共同ファンドの組成や、民間が投資しにくいハイリスクな案件への投資等も行ってまいりました。この結果、平成二十年の株式会社化直後を中心に、先生御指摘のと

おり、累計約二千億円の損失を計上しておりますが、投資事業全体として、結果、累計約三千億円の黒字になってございます。

このため、こうした投資業務の中で培ったリスク評価手法などの高度の金融ノウハウあるいはコンサルティング能力、金融機関や顧客とのネットワーク、これに強みがあるものと認識していて、これが先生がおっしゃった黒字の要因ではないかと思ってございます。

○日吉委員

ありがとうございます。

そうしますと、こう黒字になっていて、そして、先ほどのお話ですと、まだ投資を続けていくということになっていくんですけども、またこの期限を延ばして、その後も延ばす可能性という是有るんですか。

○神田政府参考人（財務省大臣官房総括審議官）

お答え申し上げます。

まさに、今御審議いただいている法案が五年間の延長になっているところでございまして、そこでどれだけ日本のリスクマネーのマーケットが育っているのかといったことを、また、この法案の中にございますように、有識者たちの御意見も伺いながら検証いたしまして、そして改めて五年後、この国会で御審議いただくことになるかと存じます。

○日吉委員

ありがとうございます。

一方で、先ほども少しお話がありましたけれども、政策投資銀行の株式というのはこれまで売却されたことがないわけなんですけれども、全て政府が保有しているんですが、今後の株式の売却方針、これについて教えてください。

○麻生国務大臣

この政投銀の株式というものは国民共有の財産ということになりますので、これにとりましては、当然、国の収入というものの最大化が極めて大事なところだと思っております。

また、株式の処分によって、企業のいわゆる長期事業資金にかかるための投融資をするわけですから、その投融資といつたいわゆる政投銀に期待される最も重要な役割のもとになるわけですが、それに対する影響とか市場の動向等々を踏まえて売却をする必要があるんだと思っております。

企業価値の向上のために、これまで取締役会の設置とか、社外取締役とか、社外監査役といったガバナンスの強化等をやらせていただきましたし、投資業務の強化とか自己資本調達の拡大などということで、長期のいわゆる投融資機能を生かしたビジネスモデルの確立によって収益力の強化というのに取り組んで、先ほど申し上げさせていただきましたように、今までの赤字を大分消して、今、累積百億ちょっとの黒字になっているとは思います。

他方、この収益力の強化というのは大丈夫かといえば、それはなかなか道半ばでありまして、株式市場が今、御存じのように低迷をいたしておりますので、そういう中で、金融株が特に落下というか下落しておりますので、今後、この売却方法、タイミングを含めて、この処分のあり方というのをやっていかないかぬと思っております。

基本的には、我々としたら政策を決定できる、そういういろいろなタイミングに対して、

これで、民間の金融機関と利益相反するし、株式を持っておられる株主との利益も相反することになりますから、政府の動向を受けてやつたら赤字をここんだということになります。そういうことで、私どもとしては、ある程度の株を保有していながら、残りをと/or>うので、五〇%にしたり三分の一にしてみたり、いろいろやる決定に当たっての条件が三分の一、二分の一、いろいろありますので、そういうものを考えながら、今後かかるべきタイミングで売却をしていくべきものだと思っております。

○日吉委員

ありがとうございました。

そうしましたら、次に、新型コロナウイルス感染症の影響下における企業の決算の話を、前回の委員会に引き続いて少し質問をさせていただきます。

有価証券報告書の提出期限や株主総会の開催日の後ろ倒しということを前回お話を、質問をさせていただきましたけれども、その後、有価証券報告書や半期報告書、四半期報告書につきましては、一律に九月末日まで提出期限が延長されたというふうに発表されております。一方、株主総会につきましても、基準日自体はそのままで、継続会を使って延長するということを個々の企業で対応するというようなことが説明されております。

ただ一方で、株主総会自体も、基準日を法改正して一括して後ろ倒しするということもできたのではないかと思うんですけれども、それはしなかった理由をまずお伺いさせていただきます。

○竹内政府参考人（法務省大臣官房審議官）

お答えいたします。

委員御指摘のとおり、現行の会社法では、基準日から権利行使日までの期間、三ヶ月以内でなければならないという規定がございまして、これが株主総会の開催時期の変更を困難にしているのではないか、こういう御指摘と理解をしております。

本来、株主総会における議決権はその時点における株主が行使すべきものであると考えられますが、基準日の制度は、株式会社において日々変動します多数の株主を把握するのが困難であるということを踏まえて設けられたものでございまして、このような制度趣旨からいたしますと、基準日から権利行使までの期間はなるべく近いことが望ましいと考えられます。

一方、投資家からは、基準日から権利行使までの期間を三ヶ月以内とする現行の会社法の規定については期間が長過ぎるという批判もあるところでございます。

また、基準日の制度は、転々と流通する株式について、過去に株式を保有していた者と新たに株式を取得した者との間の利害関係を調整するというものでございますから、基準日を過ぎた後に基準日から権利行使までの期間を変更いたしますと、基準日時点のいわゆる旧株主と、それから、それ以後に株式を取得いたしました新株主の利益状況を事後的に変動させてしまうということにもなり得るところでございます。

権利行使日までの期間を延長いたしますと、新株主の利益よりも旧株主の利益を優先する結果となってしまいますが、旧株主の利益と新株主の利益のいずれを優先させるべきかという困難な問題だというふうに言わざるを得ないと考えております。

これらの理由から、基準日から権利行使までの期間を延長することということにつきまし

ては、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

○日吉委員

ありがとうございました。

決算のための作業、そして監査のための作業に十分な時間がとれるように御配慮をお願いいたします。

次に、会計の見積りについてお伺いいたします。

企業会計基準委員会が先日公表された文書によりますと、見積りの方法というのを、一定の仮定を置いて、その仮定が明らかに不合理でない限りは、それは最善の見積りの結果だというふうにみなして、後日その見積りと実績が乖離したとしても、それは誤謬として扱わない、誤りとして扱わないというような話が記載されております。

この考え方というのは、最善の見積り、これまでの考え方と同じものなのか、違う新たな考え方なのか、ここを教えてください。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、会計上の見積りに関する考え方につきましては、現下の状況を踏まえまして、四月十日に企業会計基準委員会が、「企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないものと考えられる。」という旨の文書を公表いたしております。

この公表を行いました企業会計基準委員会は、政府とは独立した民間の会計基準設定主体であります。そこにおきましては、海外の会計基準設定主体とも意見交換を行い、国際的な議論との整合性も考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症の終息時期等について予測することが困難で、財務諸表の作成に際して利用可能な情報が限られている現在の状況を踏まえて会計基準の解釈を明確にしたものであり、これは、これまでの会計基準の基本的な考え方には変わらないものというふうに承知をいたしております。

○日吉委員

基本的に変わらないものだ、考え方を明確にしたものだ、コロナが終息したとしてもこの考え方は継続していくというふうに理解をさせていただきました。

やはり、ちょっと、前回も申し上げましたけれども、私が気になっているところは、日経新聞でも出ていましたけれども、会計基準の緩和というような形がもし適用された場合には、もし損失を先送りするようなことになった場合に、株主や債権者といった企業を取り巻く利害関係者に損失を与えてしまいかねないこともあるので、その物差しとしての会計の適用というのは今までと同じとして、それで、生の数字をしっかりと出した上で、それに対して対応をとっていかなければいけないなということを、しっかりとといかなければならぬ、これを申し上げたかったところでございます。

それで、ということは、もしかしたら質問する必要もないのかもしれないですけれども、継続企業の前提についての注記というのを、これも、この考え方につきましても後ほどちょっと御質問させていただきますが、その前にもう一つ。

そうすると、監査上の意見不表明、これが減るとかというようなことには別につながらないということで、今までどおり、実際に、意見ができないもの、限定をつけなければならぬものは、これまでどおりと同じ監査の基準である、これも念のため確認させてください。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

ただいま議員御指摘のとおり、監査における基本的な考え方についても変わるものではございません。

○日吉委員

それともう一つ、前回お伺いできなかったんですけれども、金融機関が、融資先の企業が最終赤字になったり債務超過になったときには融資を一斉に引き揚げるといったコベナンツ条項、こういったものがありますけれども、これについても、柔軟に、実質的に、実態をよく見て対処するようにということを言われておりますけれども、それについて、融資を行った金融機関がコベナンツ条項を柔軟に適用したとしても、その責任というのは、金融機関の責任において実態をしっかり判断してやってもらう、こういうことによろしいんですね。

○栗田政府参考人（金融庁監督局長）

お答え申し上げます。

金融庁におきましては、四月七日に決定、公表されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえまして、同日、金融機関に対しまして、事業者や個人への資金繰り支援に係る要請を発出いたしました。

その中で、貸出し等の条件となっております財務制限条項、いわゆるコベナンツに事業者が抵触している場合であっても、これを機械的、形式的に取り扱わないよう要請を行っております。

これまでの金融機関における融資実務におきましても、コベナンツへの抵触をもって直ちに債務償還等を求めるということではなくて、債務者の事業の収益性向上ですとか費用削減といった、債務者の企業活動の見直しに向けた対話の契機として用いられることが多いというふうに承知しております。

今般の要請は、このような融資実務を踏まえまして、新型コロナウイルスの影響を受けた債務者につきまして、改めて、金融機関が個々の企業の経営実態をきめ細かく把握し、コベナンツの変更、猶予に関する事業者からの相談に迅速かつ真摯に対応することを求めたという趣旨でございます。

○日吉委員

ありがとうございます。

そういう実質をしっかりと判断してくださいということありますので、それを踏まえて、ゴーイングコンサーンの注記につきましてもちょっと質問しようと思いましたが、時間がなくなってきたのでやめますけれども、今この議論の流れから解釈しますと、コベナンツの実態を把握、実態を判断して、監査上も、企業の注記も実態を判断して行ってくださいということで、今までのルールとは変わりはないというふうに理解をいたしました。

続きまして、最後のテーマとして麻生大臣にお伺いしたいんですけども、今、新型コロナウイルス感染症のもとでいろいろな対策を行っているところではございますけれども、そ

の対策の主なものが、やはり補償として給付するというようなことが多いわけです。

その一方で、給付していくところには限界もある中で、このコロナ感染症が広がっている中で社会の仕組みというのもいろいろなところで変わってきているのかなと思っておりまして、今の政策というのは、もとに戻すという政策を多分想定しているんだと思うんですけども、このコロナによって社会の、世の中の方向というのはかなり変わっていくんじゃないかなということも意識した方がいいんじゃないかな。

そういう中で、この感染症を前提に、今、この状況下でもできる仕事なりをつくっていく、それに対して支援をしていくことが重要なんじゃないのかなというふうに思っております。ただ給付をするだけではなくて、仕事をつくり、それを育てていくことに力を注いでいく。

こういった支援について、終息してからというのではなくて、今段階でそういった考え方、何かありませんでしょうか。

○麻生国務大臣

働き方改革という話をかまびすしく皆いろいろ言っておられましたけれども、何か進んでいましたかねといえば、テレワークの方が一挙に進んだような気がしますね、このコロナのおかげで。災い転じて福となすならこれかなと思っていますけれども、生産性が上がる等々に関しましては、間違いなくテレワーク、国会でもとにかくA班、B班と分けるというのをやっているんでしょう、今。それで事が進んでいるなら結構、それでいいじゃないか、半分ずつにできるんならいいんじゃないか、国会議員も半分にしたらとか、いろいろな話が出ますよ、これは多分。僕は、それはいいことだと思いますよ、正直なことを言って。

だから、いろいろな形でこのテレワークというものの普及というのをやっていくというのは、僕はいろいろな意味で、これは家庭においてはいろいろな問題が起きていますよ、奥さんが既にテレワークやっていたら亭主が来ちゃったもんだから、家庭内で酸素の欠乏を訴えていますよなんて言っていた新聞記者がいたのは非常に印象的でしたけれども、なかなかこれは、働き方改革がうまくいけば生産性が上がるということになりますので、これは日本にとりましては非常に大きなシステムの変更になってきますので、そういった意味ではすごく世の中が変わってくるなという感じは正直しています。

このコロナを、一種のえらい災害みたいなもんですけれども、これは世界じゅうに広まりましたから、そういう意味では、今回これをうまく活用して生産性の向上につなげていくというのになるのであればというので、私どもは、テレワーク等々の支援に関しましてはいろいろ予算やら何やらやらせていただいておるんですけども。

いずれにいたしましても、こういうものをうまく前向きに捉えてやる企業というのは随分出ておられますので、今は何となくもうかっていない企業の話ばかりしか新聞に出ませんけれども、このおかげでうはうはな企業も実は片方でいっぱいあるわけで、そういう企業の方々やら何やらの話もあわせて聞かないと、やはり判断を間違えるんだと思っております。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますけれども、今おっしゃってくださったように、いろいろ

な、このコロナで職を失った方もいると思うんですけども、その一方で伸びている企業もあるというふうにおっしゃられましたが、失った人がこの環境下でも働くような、そういうことに支援をしていく、こういったことも考えていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。